

# 破間川ダム操作規則

## 第1章 総 則

### (通 則)

第1条 破間川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

### (ダムの用途)

第2条 破間川ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び発電をその用途とする。

## 第2章 貯水池の水位等

### (洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒 84 立方メートル以上である場合における当該流水とする。

### (洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月15日から9月30日までの期間
- 二 非洪水期 10月1日から翌年6月14日までの期間

### (水 位)

第5条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

### (常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高 459.5 メートルとする。

### (サーチャージ水位)

第7条 貯水池のサーチャージ水位は、標高 459.5 メートルとする。

### (制限水位)

第8条 洪水期における貯水池の制限水位は、標高 431.0 メートルとし、第15条第1項の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

### (確保水位)

第9条 流水の正常な機能の維持のため確保すべき水位（以下「確保水位」という。）は、次に掲げる日（以下この条において「基準日」という。）にあっては、それぞれ当該基準日に対応する水位、基準日以外の日にあっては、当該日の直前の基準日に対応する確保水位と、直後の基準日に対応する確保水位から等差的に算出される水位とし、第20条に規定する流水の正常な機能の維持のために水位を低下させる場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

4月 1日 標高 430.1メートル  
11月 30日 標高 427.5メートル

### 第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第10条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあつては、標高 431.0メートルから標高 459.5メートルまでの容量 12,600,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第11条 流水の正常な機能の維持は、洪水期にあつては、標高 427.5メートルから標高 431.0メートルまでの容量 700,000立方メートルのうち最大 500,000立方メートル、非洪水期にあつては、標高 427.5メートルから標高 459.5メートルまでの容量 13,300,000立方メートルのうち、最大 500,000立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第12条 発電のための利用は、洪水期にあつては、標高 427.5メートルから標高 431.0メートルまでの容量 700,000立方メートル、非洪水期にあつては、標高 427.5メートルから標高 459.5メートルまでの容量 13,300,000立方メートルを利用して行うものとする。

ただし、発電が第9条に規定する確保水位の容量を利用するときは、第20条に規定する放流による流水を利用する場合に限るものとし、流水の正常な機能の維持のための利用に支障を与えないように行うものとする。

### 第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第13条 魚沼地域振興局長（以下「局長」という。）は、洪水が予想されるときは、細則で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水体制時における処置)

第14条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次の各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の点検その他ダム の操作に関し必要な措置をとること。

(洪水調節等)

第15条 洪水期における洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が制限水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

- 2 非洪水期における洪水調節および洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、非常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

- 第 16 条 前条第 1 項の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を制限水位に低下させるものとする。
- 2 前条第 2 項の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、非常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

- 第 17 条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

## 第 5 章 貯留された流水の放流

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

- 第 18 条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流することができる。
- 一 第 4 条に掲げる期間に移行するに際し、水位を当該制限水位に低下させるとき。
  - 二 第 23 条第 1 項の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
  - 三 前 2 号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒 84 立方メートルとする。

(放流の原則)

- 第 19 条 局長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

- 第 20 条 局長は、流水の正常な機能の維持のための必要があると認める場合には、別表第 1 に掲げる水量を確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行なわなければならない。

(放流に関する通知等)

- 第 21 条 局長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

- 第 22 条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

## 第 6 章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

- 第 23 条 局長は、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好に保つため必要な計測、

点検及び整備を行わなければならない。

- 2 局長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより、基準を定めなければならない。

(観測)

第24条 局長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第25条 局長は、ゲートを操作し、第23条1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則に定める事項を記録しておかなければならない。

## 第7章 雑 則

(細則)

第26条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は別途定める。

附 則

この規則は平成29年9月8日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年2月18日から適用する。

別表第1 (第20条関係)

(単位 毎秒立方メートル)

地点名	期間	水量
破間川ダム	4/1～11/30	0.05

ただし、平石取水ダム地点において、自然流量が10立方メートル/秒を超える場合は、その超える部分の範囲内で0.6立方メートル/秒を放流するものとする。